

平成25年第7回八雲町議会臨時会会議録

平成25年11月12日

○議事日程

(第1号=臨時議長調製)

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第1号 議長選挙

(第1号の2=議長調製)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 選挙第2号 副議長選挙

日程第 5 常任委員の選任及び議会運営員の選任

日程第 5の2 議長の文教厚生常任委員の辞任

日程第 6 選挙第3号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙

日程第 7 選挙第4号 山越郡衛生処理組合議会議員の選挙

日程第 8 選挙第5号 南部桧山衛生処理組合議会議員の選挙

日程第 9 選挙第6号 八雲町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

日程第10 同意第1号 八雲町監査委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第11 同意第2号 八雲町副町長の選任に関し同意を求めることについて

日程第12 同意第3号 八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第13 議案第1号 平成25年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第14 議案第2号 平成25年度八雲町一般会計補正予算(第10号)

日程第15 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)

日程第16 発議第1号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第17 議会広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査申出について

日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

日程第19 発議第2号 「特定秘密の保護に関する法律」の制定に関し、慎重審議を求める意見書

○出席議員（16名）

1番	佐藤智子君	2番	横田喜世志君
3番	安藤辰行君	4番	岡島敬君
5番	三澤公雄君	6番	掛村和男君
7番	田中裕君	8番	赤井睦美君
9番	牧野仁君	10番	大久保建一君
11番	宮本雅晴君	副議長	12番 千葉隆君
13番	岡田修明君		14番 黒島竹満君
15番	斎藤實君	議長	16番 能登谷正人君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	佐藤雅幸君	総務課長	山形広己君
兼地域振興課長		併選挙管理委員会事務局長	
企画振興課長	萬谷俊美君	情報政策室長	吉田邦夫君
兼行財政改革推進室長		兼新幹線推進室長	
財務課長	梶原雄次君	会計管理者	中野勝弘君
兼収納対策室長		兼会計課長	
住民生活課長	輪島光昭君	保健福祉課長	前小屋忠信君
農林課長	佐藤隆雄君	水産課長	横山隆久君
併農業委員会事務局長			
商工観光労政課長	岡島建夫君	商工観光労政課参事	藤牧直人君
建設課長	河田實君	公園緑地推進室長	半谷広志君
環境水道課長	九十田亨君	落部支所長	柴田幸一君
教育長	清水久雄君	教育委員長	都築享子君
		社会教育課長	
学校教育課長	荻本和男君	兼図書館長	城近眞君
		郷土資料館長	
		町史編さん室長	
体育課長	浅井敏彦君	学校給食センター所長	井口啓吉君
学校教育課参事	西田浩人君	農業委員会会長	三輪聰君
選挙管理委員会委員長	長坂久君	監査委員	千田健悦君
総合病院事務長	齋藤眞弘君	総合病院管理課長	山田耕三君
総合病院医事課長	五十川厚子君	総合病院建設企画課長	鈴木敏秋君
消防長	板木圭司君	八雲消防署長	大泉達雄君
八雲消防署管理課長	大渕聡君	八雲消防署消防課長	桜井功一君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

住民サービス課長	牧茂樹君	産業課長	山田勉君
		兼海洋深層水推進室長	
熊石教育事務所長	池田大蔵君	熊石消防署長	西田俊三君
熊石国保病院事務長	桂川芳信君		

○出席事務局職員

事務局長	中野修君	監査委員事務局次長	鈴木明美君
併監査委員事務局長		併事務局次長	
議事係長	戸田淳君		
併監査委員事務局主査			

[開会 午前10時00分]

○事務局長（中野 修君） おはようございます。議会事務局長の中野です。出席ご苦勞様です。

本日の会議は、去る10月29日開催の全員協議会において協議いたしましたとおり、本日配付いたしております議事等進行予定表により運営いたします。本日は議事等進行予定表にもありますとおり常任委員会、全員協議会、議員会等の会議も予定されておりますので、予定どおりの進行をされますよう議員各位のご協力をお願いいたします。

本日の臨時会は、選挙後初めての議会であります。従いまして議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の議員であります斎藤實議員をご紹介します。

斎藤議員、議長席にお付き願います。

○臨時議長（斎藤 實君） ただいまご紹介をいただきました斎藤でございます。先ほどの事務局長の紹介のとおり、地方自治法第107条の規定により私が臨時に議長の職務を行うことになりました。もとより議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力によりまして無事任務を果たしたいと存じます。何とぞご各段のご支援を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶いたします。

この度の選挙におきまして、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たものであります。この場をお借りいたしまして各議員に自己紹介をお願いしたいと思います。それでは仮議席番号順に、佐藤智子議員よりお願いをいたします。

○議員（佐藤智子君） おはようございます。佐藤智子です。4期目となりますが、まだまだ未熟でありますので、今後ともご指導をどうぞよろしくお願いいたします。

○議員（横田喜世志君） おはようございます。横田喜世志です。今回2期目となります。今後ともよろしくお願いいたします。

○議員（安藤辰行君） おはようございます。2期目を迎えて安藤辰行でございます。これからも一生懸命やりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議員（岡島 敬君） おはようございます。岡島敬でございます。まだまだ未熟な私ですが皆様のご指導よろしくお願いいたします。

○議員（三澤公雄君） おはようございます。三澤公雄です。よろしくお願いいたします。

○議員（掛村和男君） 6番目掛村です。3期目になります。よろしくお願いをいたします。

○議員（田中 裕君） 田中裕です。よろしくお願いをいたします。

○議員（赤井睦美君） 赤井睦美と申します。2期目でまだまだ未熟ですけども、町民の幸せを願って、皆で全力で頑張りたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議員（牧野 仁君） おはようございます。新人の牧野です。これから私、勉強して一生懸命頑張りますのでよろしくお願いをいたします。

○議員（大久保建一君） おはようございます。大久保建一でございます。どうぞよろし

くお願いいたします。1期目ですけれども遠慮しないでガンガンいきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議員（宮本雅晴君） 新人の宮本雅晴です。ひとつよろしくお願ひいたします。

○議員（千葉 隆君） 千葉隆です。これまで以上に、ご指導、ご鞭撻よろしくお願ひいたします。

○議員（岡田修明君） おはようございます。岡田修明と申します。これからも一生懸命頑張つて町民の皆さんのために邁進してまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議員（黒島竹満君） おはようございます。2期目の黒島です。前回以上に今年度頑張つていきたいと思ひます。よろしくどうぞお願ひいたします。

○議員（能登谷正人君） 最後に私、能登谷と申します。町民福祉のために一生懸命また4年間頑張つていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎ 開会・開議宣言

○臨時議長（斎藤 實君） 定足数の出席を認めます。

ただいまより平成 25 年第 7 回八雲町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

臨時議長により調整した議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

◎ 日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長（斎藤 實君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいまご着席の議席といたします。

◎ 日程第 2 選挙第 1 号

○臨時議長（斎藤 實君） 日程第 2、選挙第 1 号 議長選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（斎藤 實君） ただいまの出席議員数は 16 人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に佐藤智子さん及び横田喜世志君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙を配付）

○臨時議長（斎藤 實君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○臨時議長（斎藤 實君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱を点検)

○臨時議長(斎藤 實君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。配付した投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

局長に点呼を命じます。

○事務局長(中野 修君) それでは、仮議席順に氏名を呼び上げますので順番に投票を願います。

佐藤 智子 議員

横田 喜世志 議員

安藤 辰行 議員

岡島 敬 議員

三澤 公雄 議員

掛村 和男 議員

田中 裕 議員

赤井 睦美 議員

牧野 仁 議員

大久保 建一 議員

宮本 雅晴 議員

千葉 隆 議員

岡田 修明 議員

黒島 竹満 議員

能登谷 正人 議員

最後に、斎藤 實 臨時議長は、自席から投票いたします。

以上でございます。

○臨時議長(斎藤 實君) 投票漏れはありますか。

(「なし」という声あり)

○臨時議長(斎藤 實君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

佐藤智子さん、横田喜世志君、開票の立会をお願いいたします。

(佐藤智子君、横田喜世志君立ち会いの上開票)

○臨時議長(斎藤 實君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 15 票

無効投票 1 票です。

有効投票のうち、能登谷正人君 15 票
以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。従って、能登谷正人君が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開場)

○臨時議長(斎藤 實君) ただいま議長に当選されました能登谷正人君が議長におられますので、この席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

この際、議長に当選されました能登谷正人君から、就任のご挨拶をお願いいたします。

(議長 能登谷正人君 登壇)

○議長(能登谷正人君) ただいま議長に選任されまして、誠に身に余る光栄に思います。皆様の推薦をうけたうえは、由緒あるそして、歴史ある八雲町議会の議長として公平で公正な議事運営に努めてまいりたいと思います。なお、前議会では議会改革を町民の皆様と約束をいたしました。開かれた議会、わかりやすい議会をモットーに議論を重ね、前向きに議員一丸となって努めてまいりたいと思いますので、議員各位のご協力をお願いいたします。また、行政側には新しい町長のもと、いろいろな政策が提案されてくるものと思われれます。八雲町の将来をしっかりと展望し、町民の皆様の負託にこたえるべく、議会審議に鋭意努力してまいりたいと思います。皆様方には何とぞご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

○臨時議長(斎藤 實君) これを持ちまして、臨時議長の職務はすべて終了いたしました。ご協力感謝いたします。それでは、能登谷議長に変わります。

(臨時議長 斎藤 實君 退席、議長 能登谷正人君 着席)

○議長(能登谷正人君) ただいまから会議を開きますが、議事の都合により暫定休憩いたします。

休憩 午前 10 時 19 分

開議 午前 10 時 20 分

○議長(能登谷正人君) 休憩前に引き続き、議会を開きます。

議長において調整した議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。日程番号は、1 番から連番をもって表示してありますことをご承知願います。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から 8 月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知はお手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に、町広報編集のため、企画振興課職員による議場内の写真撮影を許可しております

のでご報告いたします。

◎ 日程第1 議席の指定

○議長（能登谷正人君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいまご着席の仮議席を本議席に指定いたします。

◎ 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に安藤辰行君、黒島竹満君を指名いたします。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） 局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（中野 修君） 報告いたします。

本臨時会は、この後、議会人事案件等として副議長選挙、各常任委員及び議会運営委員の選任、渡島廃棄物広域処理連組合議会議員の選挙、山越郡衛生処理組合議会議員の選挙、南部桧山衛生処理組合議会議員の選挙、八雲町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙等を行うことにいたしております。

次に、町長から提出された案件は、既に配付しておりますとおり議案1件、報告1件、人事案件3件と追加告示による議案1件を合わせ計5件であります。

また、議員発議による条例改正1件が提出される予定であります。

これら議案等説明のため、また選挙後初議会でもあり、町長、教育委員会委員長、監査委員、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長及び予め委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。

以上でございます。

◎ 日程第4 選挙第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により立会人に佐藤智子さん及び横田喜世志君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙を配付)

○議長（能登谷正人君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

○議長（能登谷正人君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。配付した投票用紙に被選挙人の氏名を記入した上、点呼に応じて順次に投票願います。

局長に点呼を命じます。

○事務局長（中野 修君） それでは、議席番号の順に氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

佐藤智子 議員
横田喜世志 議員
安藤辰行 議員
岡島敬 議員
三澤公雄 議員
掛村和男 議員
田中裕 議員
赤井睦美 議員
牧野仁 議員
大久保建一 議員
宮本雅晴 議員
千葉隆 議員
岡田修明 議員
黒島竹満 議員
斎藤實 議員

最後に、能登谷正人議長は、自席から投票いたします。

以上でございます。

○議長（能登谷正人君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

佐藤智子さん、横田喜世志君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(佐藤智子君、横田喜世志君立ち会いの上開票)

○議長（能登谷正人君） 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数 16 票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 14 票

無効投票 2 票です。

有効投票のうち、千葉 隆君 12 票、岡島 敬君 2 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。従って、千葉隆君が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開場)

○議長（能登谷正人君） ただいま副議長に当選されました千葉隆君が議場におられますので、この席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

この際、副議長に当選されました千葉隆君から、就任のご挨拶をお願いいたします。

(副議長 千葉 隆君 登壇)

○副議長（千葉 隆君） お許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位のご推挙により、八雲町議会副議長にご選任をいただき、身に余る光栄と存じ、衷心より厚く御礼を申し上げます。

私はもとより浅学菲才でございますが、能登谷議長を補佐し、町民ニーズに応えるため、微力ではございますけれども、全力を挙げて努力する次第でございます。

さて、今期の議会は平成 25 年 9 月 18 日に公布された八雲町議会基本条例の実践にあると考えます。条例前文に議会は「何をやっているのかわからない」「議員は何をやっているのか見えない」「町民にとって議会は遠い」という反省点を明記したたぐいまれな前文になっています。そのうえで、前文冒頭で「八雲町議会は変わります」と決意を表明しているのです。変わりますと宣言した以上、昨日までと違う議会を構築しなければなりません。その責務を改選 16 名の議員が負うこととなります。この基本条例は議会運営にかかわる最高規範であって、能登谷議長もご挨拶の中でお話をされているように、わかりやすい議会を目指すことは当然でございますけれども、議員相間の自由な討議の推進を重んじながらも条例、規則、規程等を遵守して議会を円滑に運営し、合議制の機関であることを十二分に認識しつつも、議会活動の説明責任を果たすために、議会報告会を少なくとも年 1 回開催しなければなりませんし、町民町政全般にわたって議員と町民団体等が自由に情報交換、

あるいは意見交換をする一般会議も設置することも明記されています。さらには、二元代表制を自主的に確立するためにも政策の決定過程を明確にしなければなりません。政策の発生源、検討した他の政策の内容、他の自治体の類似する政策との比較検討、総合計画における根拠または位置付け、関係ある法令及び条例等の検証、政策の実施にかかわる財源措置、そして、将来にわたる政策のコスト計算など、政策執行における論点、そして争点を明らかにしていくことも私たちの責務でございます。この基本条例は完結型の条例ではなく、到達点に達したならばさらに進化をしていかなければならない条例でもございます。私たちの実践を自らが評価をしなければならぬわけでございます。議会の本質は、代表の原理、審議の原理、行政監督の原理という3つの基本原理によって成り立っています。地方主権の時代においては、直接公選され、自治体の代表機関としての存在、根拠を持つ議会は、本来の機能を十分に発揮できるよう改革前進すべきであります。例えば、議案の提出権については、かつて戦後改革当時の規定のように一人からでも認める。予算の修正も、議会側の制限を外す。首長の専決処分権については、便宜上有効な部分も認められすけれども議会のチェックを受けることが望ましいなど、改革の課題は山積しております。議会が執行部依存から脱皮するためには、条例などの立法への取り組みに始まり、審議方法や改革の方法など、事務局の充実などもありますけれども、そういった課題に向けて新しい時代には新しい仕組みが必要でございます。そのためには議員自身の発想も時代の変化に合わせて根本から改める必要があることは言うまでもありません。二元代表制の改革のカギは議会の復権であると思います。最後になりますけれども、会派代表者会議の席上、座長がその職責を賭してこの4年間は16名の議員が全員野球でもって歩もうというふうと呼びかけました。このことを私は重く受けとめて、その一翼を担ってまいりたいと存じます。議員各位並びに理事者の皆様のご指導とご協力をお願いし、選任に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） この際、町長より発言が求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） はい。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 改選後の初議会にあたり、お許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、このたびの選挙におきまして議員構成の新旧交代の進む中、しかも少数激戦の中でよくご奮闘され、町民の信頼を集めて議席を獲得されましたことに対し、心よりお喜びを申し上げます。私も町民皆様の温かいご支持を得て身に余る無投票当選の栄誉を与えていただきました。今後4年間、議員皆様とともに町政を預かることになりました。しかし、この無投票当選は、心して町政を執行せよとの町民皆様のご下命を賜ったものと受け止め、改めてその責任の重大さを痛感しております。どうか議員各位におかれましては、今後の町政運営におきまして、絶大なるご支援とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。本日の初議会におきまして、議会内人事等の陣容

を決定していただくことになりましたが、既に選任されました能登谷議長さん、千葉副議長さんのご就任にお祝いを申し上げますとともに、これから決定されます各常任委員長の他、それぞれのポストに就かれます方々に対しましても、円滑なる議会運営と町政に対する暖かいご指導、ご尽力をお願いをいたします。さて、町政運営の機会を与えていただきました私の町政執行の基本姿勢は、この大地にしっかりと軸足を置き、対話を通じ八雲のまちづくりを進め、夢と活気あふれる町を目指すことです。政策の決定にあたりましては、当然のことながら議会民主主義を基本として与えられた社会経済環境と将来にわたる時代の衰勢を正しく察知し、柔軟にして大胆な展開に努めたいと存じます。むこう4年間の町政を予測いたしますと、まさに多事多端な環境の中での町政運営となることは覚悟しなければなりません。なお、具体的な施策については、12月開催されます第4回定例会における所信表明を持って改めてご披瀝を申し上げ、ご思案をいただきたいと考えておりますので今しばらくご猶予を賜りますようお願いを申し上げます。今後とも町民皆様の幸せと、八雲町の限らない発展のため、職員共々、全力を尽くしてまいりたいと存じますので重ねてご支援とご指導をお願いをいたします。議員各位におかれましては、ますますご健勝で活躍くださるよう祈念いたしまして誠に簡単楚辞であります但改選後の初議会のご挨拶といたします。

今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

開議 午前11時46分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第5 常任委員の選任及び議会運営員の選任

○議長（能登谷正人君） 日程第5、常任委員の選任及び議会運営委員の選任を行います。

各常任委員、議会運営委員の選任については、委員会条例第7項第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。議長指名の原案は、机上配付のとおりであります。

お諮りいたします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、机上配付の原案のとおり指名したいと思っておりますがこれに異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員及び議会運営委員は、机上配布の議長原案のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

開議 午前11時49分

○副議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先刻の常任委員選任の結果、文教厚生常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の願いがありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当でないこと等により、文教厚生常任委員を辞任したいとするものであります。

本件、審議にあたって、予め議長に退席を求めております。

お諮りいたします。

議長の文教厚生常任委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第5の2として直ちに議題に供したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○副議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の文教厚生常任委員の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎ 追加日程第5の2 議長の文教厚生常任委員の辞任

○副議長（千葉 隆君） 追加日程第5の2、議長の文教厚生常任委員の辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議長の文教厚生常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○副議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の文教厚生常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

開議 午前11時51分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど選任されました各常任委員、議会運営委員は休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を得るよう委員会条例第9条第1項の規定によりここに招集します。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

開議 午後 1時15分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたのでご報告いたします。

総務経済常任委員会、委員長に掛村和男君、副委員長に安藤辰行君。文教厚生常任委員会、委員長に岡島敬君、副委員長に佐藤智子さん。議会広報広聴常任委員会、委員長に赤井睦美さん、副委員長に横田喜世志君。議会運営委員会、委員長に岡田修明君、副委員長に三澤公雄君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎ 日程第6 選挙第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第6、選挙第3号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、渡島廃棄物処理広域連合議会議員に佐藤智子さん、大久保建一君の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した2名を当選人をすることにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、渡島廃棄物処理広域連合議会議員に佐藤智子さん、大久保建一君の2名が当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、この席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 日程第7 選挙第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第7、選挙第4号 山越郡衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、山越郡衛生処理組合議会議員に千葉隆君、三澤公雄君、牧野仁君、宮本雅晴君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した4名を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、山越郡衛生処理組合議会議員に千葉隆君、三澤公雄君、牧野仁君、宮本雅晴君が当選されました。

ただいま当選された4名が議場におられますので、この席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 日程第8 選挙第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第8、選挙第5号 南部桧山衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、南部桜山衛生処理組合議会議員に田中裕君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した田中裕君を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、南部桜山衛生処理組合議会議員に田中裕君が当選されました。

ただいま当選された田中裕君が議場におられますので、この席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 日程第9 選挙第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第9、選挙第6号 八雲町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員の指名をいたします。八雲町熊石根崎町384番地 長坂 久さん、八雲町東雲町27番地 服部由美子さん、八雲町東野68番地13 外崎正廣さん、八雲町黒岩26番地3 庄内慎一さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と決定することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名を行います。

八雲町元町52番地 幸村雅子さん、八雲町熊石畳岩町98番地 輪島恵美子さん、八雲

町熊石相沼町 1 番地 10 永坂彰司さん、八雲町富士見町 44 番地 山本博さん、以上 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 4 名の方々が選挙管理委員補充員に当選されました。

この補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序はただいま指名いたしました順序にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序はただいま指名いたしました順序に決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 2 4 分

開議 午後 2 時 2 1 分

○議長(能登谷正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

時間がだいぶ過ぎておりますので、できるだけ簡潔に質問のある方はご配慮願います。

◎ 日程第 10 同意第 1 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 10、同意第 1 号 八雲町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長(岩村克詔君) はい。

○議長(能登谷正人君) はい、町長。

○町長(岩村克詔君) 同意第 1 号、八雲町監査委員の選任に関し同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本件は識見を有する監査委員が 11 月 14 日をもって任期満了となること及び議員の内から選任される監査委員が 10 月 22 日をもって任期満了となったことから、その後任の選任にあたり議会の同意をいただくとするものでございます。

最初に、識見を有する監査委員として議案書記載のとおり、再度、千田健悦氏を選任いたしたくご提案申し上げる次第であります。千田氏は、昭和 39 年 3 月北海道立八雲高等学校を卒業し、現在、会計事務所の副所長として勤務をされており、合併前の平成 15 年 12 月より八雲町監査委員を務められております。議員皆さんには千田さんの人柄、またこれ

までの代表監査委員としての行政運営及び財務管理に関し、高い識見を有していたことは、私以上にご承知のことと思います。14年という長い間、代表監査委員としてご苦勞もあつたことと思いますが、これ以上の適任者はないと考え、再度千田さんを監査委員として選任をしていただきたく、ご賛同をお願いするものであります。

次に議員の内から選任する監査委員には、議案書記載のとおり斎藤實氏を選任いたしたくご提案申し上げる次第であります。斎藤氏は、合併前の旧熊石町において、昭和62年5月より5期18年議会議員を務められ、その間、議長としても活躍をされた方であります。また、合併後の八雲町議会議員選挙においても引き続き議員として活躍をされ、産業建設常任委員長などを務められました。また旧熊石町では商工会長、商工会合併後には八雲町商工会副会長としてもご活躍され、町政全般にわたり優れた知識経験を有している方であります。

以上のように千田、斎藤両氏につきましては、八雲町監査委員として公平・不偏の立場で進めていただける適任者であり、議員各位の賛同をお願い申し上げまして、提案趣旨の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本件については質疑討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本件を採決いたします。

本件は、一人ごとに区分し採決したいと思います。

お諮りいたします。

八雲町住初町62番地 千田健悦さんを監査委員として同意することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、千田健悦さんを監査委員として同意することに決定いたしました。

次の斎藤實君については、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になりますので退席願います。

（斎藤 實君 退席）

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

八雲町熊石根崎町68番地2、斎藤實君を監査委員として同意することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、斎藤實君を監査委員として同意することに決定いたしました。

斎藤實君の復席を求めます。

(斎藤 實君 復席)

○議長（能登谷正人君） 先ほど監査委員の選任について議会で同意されました2名のうち、千田健悦代表監査委員から発言を求められておりますので、これを許します。

○代表監査委員（千田健悦君） はい。

○議長（能登谷正人君） 千田健悦君。

(代表監査委員 千田健悦君 登壇)

○代表監査委員（千田健悦君） ただいまご紹介いただきました千田でございます。

まずもって岩村新町長、それから再び議場に戻ってこられました議員の皆様、そして新たにこの議場に足を踏み入れました新人議員の皆様、ご当選誠におめでとうございます。心よりお喜び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げる次第でございます。

私は物事10年一区切りと、こういうふうを考えておりましたので、この度議員皆様の選任をいただき、再び監査委員に就くことになりましたことに対し、身に余る光栄であり感謝を申し上げるところでございます。身の引き締まる思いであり、更にはその責任の重さを痛感しております。

現在八雲町は、町民、議会、理事者一丸となり、財政健全化を進めた結果一定の財源確保はしておりますものの、今、国は国債の残高が増加しており、その中で交付金、補助金の見直しが検討されております。地方公共団体にとりましても厳しい状況が予想されます。我が八雲町も自主財源の伸びも期待できず、同様に考えております。このような中、もとより浅学非才な私でございますが公平中立を盾とし、与えられた大任を全力を尽くして遂行してまいりたいと考えておりますので議員皆様の今後ともご指導ご鞭撻よろしく願ひ申し上げます。

最後になりましたが、八雲町議会、八雲町の今後ますますのご発展、ご隆盛をご祈念申し上げます。ありがとうございました。

◎ 日程第11 同意第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第11、同意第2号 八雲町副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第2号、八雲町副町長の選任に関し同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本件は、副町長伊瀬司氏及び佐藤雅幸氏が、本年11月16日をもって任期満了となることからその後任の選任について議会の同意をいたさうとするものでありますが、議案書記載のとおり選任いたしたくご提案申し上げます。

まず、伊瀬司氏は、副町長を現在2期務めておりますが、改めてその経歴を申し上げます

すと、昭和 43 年 4 月に八雲町役場に奉職、監査室長、選挙管理委員会事務局長、企画振興課長、議会事務局長、財務課長を歴任し、平成 17 年 11 月 17 日に八雲町副町長に選任され、現在に至っております。

また、植杉俊克氏は、昭和 47 年 4 月に熊石町役場に奉職、国民宿舎支配人、総務課長、教育委員会管理課長、社会教育課長を歴任し、合併後の新八雲町では熊石教育事務所長、学校教育課長を務められ、定年により退職をしております。その後、乞われて八雲町社会福祉協議会熊石支所長に就任し本年 3 月に退職をしております。

以上のように伊瀬、植杉両名は豊富な行政経験を有し、また人格、識見ともに卓越した人物でありますので議員各位のご賛同をお願いを申し上げまして、提案趣旨の説明といたしますのでよろしく願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を 1 名ごとに区分して採決いたします。

お諮りいたします。最初に八雲町出雲町 19 番地 28 伊瀬司さんを副町長として同意することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、伊瀬司さんを副町長として同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に八雲町熊石雲石町 100 番地 2 植杉俊克さんを副町長として同意をすることにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、植杉俊克さんを副町長として同意することに決定いたしました。

先ほど副町長の選任について議会で同意されました 2 名の方から発言を求められております。

最初に伊瀬司さんの発言を許します。

（副町長 伊瀬 司君 登壇）

○副町長（伊瀬 司君） ただいまは、私の副町長再任にあたりまして議員皆様方の格別なるご配慮によりましてご同意をいただきました。誠に光栄であり心から感謝を申し上げます。次第であります。

この 2 期 8 年間、川代町長の指導のもこの重責を担ってこられましたのも、ひとえに議員皆様方のご支援ご鞭撻が大でありました。特に危機的な状況にありました財政の健全化に努め、幸いにいたしまして少なからず財政の健全化の展望が開けてまいりました。この度、諸般の事情で岩村町長から、副町長の続投の要請をいただきました。まだ私の賞味

期限が残っているのであれば、岩村町長が掲げております夢と活気ある町づくりに、健全財政を堅持しつつお手伝いできればと思った次第であります。岩村町政スタートをするに当たり副町長に選任をいただきました以上、これまでの経験を踏まえつつ心を新たにして町政の進展にご努力をさせていただきたいと思っております。私はいろいろと欠点も多い人間であります。今後一層議員皆様方のご指導そして温かいご指摘をいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 次に植杉俊克さんの発言を許します。

（副町長予定者 植杉俊克君 登壇）

○副町長予定者（植杉俊克君） ただいまご紹介をいただきました植杉と申します。

本日はご承認をいただきまして誠にありがとうございます。前任の佐藤副町長は合併時から2期8年にわたって新町の発展、融和融合に努力をされました。その功績に心から敬意を表するものでございます。私はもとより学足らず才足らず、外に向かって誇れるようなものは一つも持ち合わせてございません。ただ、しいて言えば、ふるさとを思う情熱だけは人並み以上に持っているというくらいでございます。しかし、これからは熊石のふるさとに暮らす人たちのために楽しく笑って暮らせる地域あるいは助け合って支え合って安心して暮らせる、そういう地域づくりに惜しみない努力を忘れることなく日々全力をもって、その任に邁進する所存でございます。今後におきましては、議員皆様、関係者皆様の心からなるご理解とご協力をお願いして、簡単でございますが挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

◎ 日程第12 同意第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第12、同意第3号 八雲町教育委員会委員の任命に関し、同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第3号、八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本件は、教育委員の清水久雄氏及び羽田圭吾氏が11月17日をもって任期満了となりますことから、その後任について議会の同意をいただこうとするものでありますが、議案書記載のとおり選任いたしたくご提案申し上げます。

まず、瀧澤誠氏は、八雲町東町222番地37にお住まいで、昭和28年3月12日生まれの60歳であります。昭和50年3月、東海大学体育学部をご卒業後、戸井町立日新小学校を皮切りに、八雲中学校教諭、野田生中学校教頭、八雲中学校教頭を経て、黒岩小学校、森町立森中学校、八雲中学校の校長を歴任されております。その間、平成4年度から4年間八

雲町教育委員会の体育課係長、平成8年度から3年間、北海道立森少年自然の家の指導員を務めるなど幅広い分野において活躍をされております。

また、羽田圭吾委員につきましては、再度同氏を教育委員に任命していただく同意を求めるものであります。羽田氏は、八雲町本町175番地にお住まいで、昭和44年7月18日生まれの44歳でございます。羽田氏は、平成24年4月1日から現在まで教育委員として、ご活躍をされております。お二方も教育に関する識見が高く、公正な立場で大局的な判断を成し得る方であり、また、温厚にして誠実なお人柄でございます。教育委員として適任でありますので、議会の同意をお願いをする次第でございます。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

八雲町東町222番地37 瀧澤誠さん、八雲町本町175番地 羽田圭吾さんを教育委員として同意することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、瀧澤誠さん、羽田圭吾さんを教育委員会委員として同意することに決定いたしました。

◎ 日程第13 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第13、議案第1号 平成25年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（輪島光昭君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（輪島光昭君） それでは、議案第1号平成25年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。この度の補正は、平成25年度の前期高齢者納付金等の額の確定に伴い既定予算に不足が生じることから、歳入歳出予算それぞれに13万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額を29億8,252万6,000円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書5ページの下の段をご覧ください。4款1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金12万7,000円の追加及び2目前期高齢者関係事務費拠出金4,000円の追加は、平成25年度の前期高齢者納付

金等の額の確定に伴い、既定予算に不足が生じるため補正により対応しようとするものがあります。

次に歳入であります。同じページの上欄をご覧ください。11 款諸収入、3 項雑入、3 目一般被保険者第三者納付金 13 万 1,000 円の追加は、本年度の第三者行為損害賠償金の収納が見込めることから増額補正し、歳出に対応しようとするものであります。

以上、大変簡単ではございますが議案第 1 号平成 25 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 14 議案第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14、議案第 2 号 平成 25 年度八雲町一般会計補正予算第 10 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） それでは、議案第 2 号平成 25 年度八雲町一般会計補正予算第 10 号について本日配付の議案、並びに概要説明により説明をいたします。

議案書の 1 ページであります。この度の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出の補正は歳入歳出それぞれに 5,130 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 123 億 3,981 万 6,000 円にしようとするものであります。

事項別明細書説明の前に、概要説明書の 2 ページ、別紙 2 の下の段の災害復旧事業の事業概要から説明をいたします。補正の内容は、平成 25 年 8 月 8 日から 9 日及び 8 月 16 日から 18 日の集中豪雨により被災した河川及び町道について、この度、国の災害査定が終了したことから補正をお願いするものであります。公共土木施設災害復旧に係る災害査定では全体で 7 か所の査定を受けているところではありますが、冬期間の施行が困難な 2 か所を

平成 26 年度実施することとし、緊急性の高い河川道路 5 か所について補正するものであります。事業箇所はナンバー 1 からナンバー 4 は河川、ナンバー 5 は道路であり、施設名及び復旧内容は記載のとおりであります。

それでは、議案書の 6 ページに戻っていただき下の段の歳出から説明をいたします。11 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費、2 目現年度災害復旧費、15 節工事請負費 5,130 万円は、先ほど説明しました災害復旧に要する工事請負費の追加であります。

続いて、歳入であります。同じページの上段になります。10 款 1 項 1 目地方交付税 6 万円は、歳出に対応した普通交付税の追加であります。14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、3 目災害復旧費国庫負担金 4,104 万円の追加は、公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担金で事業費の 80%相当額であります。21 款 1 項町債、10 目災害復旧費 1,020 万円の追加は、現年度発生補助災害復旧事業債であります。

以上、補正する歳入歳出の合計は 5,130 万円であります。

続いて、地方債の補正について説明いたします。議案書の 3 ページになります。地方債の補正は災害復旧事業債で、限度額を 2,160 万円とする変更であります。以上で議案第 2 号平成 25 年度八雲町一般会計補正予算第 10 号の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 災害復旧で 7 か所あるうちの緊急性の高い 5 か所を先に行うということでありましたけども、あとの 2 か所の中に、熊石の黒岩という所にある町道あたりの崖崩れに対応する内容が含まれているかどうか、お伺いいたします。

○副町長（佐藤雅幸君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（佐藤雅幸君） ただいまのご質問でございますが、黒岩の町道ののり面のことかと思えます。これまでも何度も維持補修的に対応してございましたが、面積が相当広くございますので、今防災事業の有利な財源を求めているところでございます。来年度以降、適切に処理したいと考えてございます。

○1 番（佐藤智子君） はい。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1 番（佐藤智子君） とすると、その 7 か所のうちにはまだ含まれていないということであるという解釈でよろしいんですね。その 2 か所について一応どこかお伺いいたします。

○建設課長（河田 實君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） はい、建設課長。

○建設課長（河田 實君） 1 か所は春日になります。春日の湯ノ沢線という道路でございます。もう 1 か所が大新でございます。大新中央線でございます。これについては道路

なものですから、のり面の崩壊です。その中で冬工事となると、どうしても土砂をちよしますので、ちょっと無理なのでこれは春に一番でやりたいと思っておりますので、今回は冬工事、河川工事で滑石などで、自分で工事できるということで今回5本の災害の補正にさせていただいたということでございますので、理解をお願いします。

2か所大新の中央線道路と、もう1か所が湯ノ沢線という道路でございます。その2か所が平成26年度に行いたいと思っております。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。はい。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第15 報告第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第15、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は損害賠償の額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 報告第1号、専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書7ページをご覧ください。地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので同条第2項に基づきご報告いたします。

8ページをご覧ください。損害賠償額の決定についてですが、本件は、本年6月6日午前9時30分ころ、町立東野小学校の臨時公務補が刈り払い機による校舎前庭の草刈り作業中に誤って小石を跳ね、職員駐車場に駐車していた職員の自家用車の後方側面クォーターガラスを破損したもので、民法第715条第1項の規定によりその損害を賠償するため記載のとおり損害賠償額を決定したものでございます。1の損害賠償額は3万2,309円でございます。2の損害賠償額の相手方は八雲町富士見町52番地2、大柳浩太でございます。なお、事故後6月18日に開催した校長会及び教頭会において、草刈り作業等の安全確保について、各小中学校に注意を促したところです。

以上で、報告第1号専決処分の報告といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりました。

質疑があれば許します。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、三澤君。

○5番（三澤公雄君） 以前にですね、同じ教育委員会の管轄になります図書館の方で、草刈りのそれは草刈り機ではなくて乗車するタイプだと思いますが、その車が石を飛ばして住宅の壁に穴をあけたということがあったと記憶しておりますが、その時にですね、そのようなことが二度と起こらないようにということで再発防止の教育委員会の方でも再発防止に努めるという答弁があったと思うんですけども、作業機は小型であってもですねやはり同じような案件でございますので、なぜ改めて校長会教頭会にその注意を言わなきゃいけないような状態になったのか。私は非常に疑問に思いますが、再発防止に努めてなかったんですか。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 申し訳ないんですが、ちょっとその図書館での草刈り作業の件については私の方ではちょっと承知しておりませんが、学校現場につきましてはこういったことがないようにですね、改めて6月のこの事故の後に校長会、教頭会で注意を促したということでございます。

○5番（三澤公雄君） はい。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 課長は違ったんでしょうね。数年前だとは思いますが、しかし同じ図書館だと課長は違うということでそういう答弁になるのかもしれませんが、要するに再発防止に努めてないで、再発してしまったというふうな解釈になれば、この損害賠償額は町から出すべきではないんじゃないかというふうにまで思ってしまうんですけども、あまりにも不用意だったのではないんですかという質問です。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 私の掌握する範囲では、その学校現場での草刈りだけに限らず各種作業等こういった事故のないように常に気をつけるということによって機会がある時には校長会等もお話しております。決して作業している最中、不用意に慢心にといたしますか、そういったことの作業ではなく不可抗力的に草の陰に隠れていた今回の事項につきましては、石が跳ねて車に当たってしまったということで充分注意はしているものの、不可抗力的に起きてしまった事故であるというふうに考えております。

○5番（三澤公雄君） はい。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 不可抗力ではない、駐車中の車に草刈り作業中の草刈り機が石を跳ねたわけですから、草刈り機の進行方向によってですね当然向こうに駐車中の車があるというのであれば、そこに石が飛ばないように、または飛んで行ってもぶつからないようにすることは出来るはずなんです。で繰り返しますが、以前はもう少し大型の機械で防げる可能性がなかった等の解釈でですね、住宅に穴を開けたということがあったわけですからね。その経験からすれば防げたのではないですかということですよ。その事実なかったですか。図書館、あったでしょう、あったですよ。

○議長（能登谷正人君） 答弁できますか。休憩しますか。休憩します。

休憩 午後 3時00分

開議 午後 3時03分

○議長（能登谷正人君） 再開します。

○教育長（清水久雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（清水久雄君） 今確認したところですね、おそらく5、6年前にそのようなことがあったというふうに聞きました。そういうこともですね、担当の方では認識してたのかなと思いますけれども、いずれにしても細心の注意を払った上でこういうことが起こったということですので、今後ともさらに一層そういうことのないように改めて、これから積雪期になりますけれども、春に向けましてですね、また一層の注意を図ってまいりたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって、本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第16 発議第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第16、発議第1号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の代表の説明を求めます。

○13番（岡田修明君） 議長、岡田。

○議長（能登谷正人君） はい、岡田君。

○13番（岡田修明君） 発議第1号、八雲町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し提案説明をいたします。

本件は、財政健全化に資するため昨年8月から実施しておりました議員報酬の独自削減について、その削減期間が本年10月31日で満了したことから改めて実施しようとするものであります。

それでは、発議第1号の別紙をご覧ください。改正の内容は、本条例附則において報酬の減額に関する経過措置として、第7項として新たに1項を加え平成25年12月1日から平成28年8月31日までの間、議長は削減率を10%、副議長は8%、委員長及び議員は6%とするもので、それぞれに対応した額を報酬月額から減額するものでございます。また、削減期間を平成28年8月31日としたことについては、改選前の議会において減額期間については4年間とすることを確認し、本年10月31日までに既に1年3カ月の削減を実施していることから、今回の改正については残りの削減期間として、本年12月1日から平成28年8月31日まで2年9カ月間について改めて定めようとするものであります。

次に、期末手当についてですが、第7項及び第8項を、第8項及び第9項に繰り下げ、この度の改正に伴い、平成25年12月1日から平成28年8月31日までの間に支給する期末手当の算定基礎額を減額前の報酬額とするための規定を第10項として新たに加えるものでございます。

附則で、この一部改正条例を平成25年12月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単ではございますが提案説明といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第17 議会広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第17、議会広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会広報広聴常任委員会の委員長からお手元に配付のとおり会議規則第73の規定によって特定調査事項について閉会中の継続調査をしたい旨の申し出が提出されております。申し出は、お手元に印刷配布のとおりであります。

お諮りいたします。

議会広報広聴常任委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◎ 日程第 18 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第 18、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所管事務のうち会議規則第 73 条の規定によって特定調査事項について閉会中の継続調査をしたい旨の申出書が提出されております。申出書は、お手元に印刷配付のとおりであります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 10 分

開議 午後 3 時 12 分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。

ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、佐藤智子さんより発議第 2 号特定秘密の保護に関する法律の制定に関し、慎重審議を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、日程第 19 として議題にしたいと思いますがご異議ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

発議第 2 号、特定秘密の保護に関する法律の制定に関し、慎重審議を求める意見書を日程に追加し、日程第 19 として議題とすることに決定しました。

◎ 日程第 19 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 追加日程第 19、特定秘密の保護に関する法律の制定に関し、慎重審議を求める意見書を議題といたします。

提出者の代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1番（佐藤智子君） 発議第2号、特定秘密の保護に関する法律の制定に関し、慎重審議を求める意見書について提出者を代表して提案説明を行います。

政府が制定を目指している特定秘密の保護に関する法律案は、我が国の安全保障に関する防衛、外交、特定有害活動の防止、テロ活動の防止について特定秘密事項を指定するとしています。何を秘密に指定するかは国民に知らされず、広範な情報の秘密にすることができます。原発や TPP 交渉に関する情報も対象になり、マスコミの取材や国民が情報公開を求めるなど情報に接近しようとする行為も処罰される恐れがあり、国民の知る権利が侵害されます。このような法案の仕組みは国民全体の言論活動に大変な萎縮をもたらすこととなります。処罰される行為が何なのかわからないと、厳罰を恐れて正当な行為まで自粛してしまうことになり、報道の自由は保障されません。また、現行の国家公務員法では職務上知り得た秘密を漏らすと、1年以下の懲役か50万円以下の罰金ですが、秘密保護法案では故意の漏えい行為を最高懲役10年に厳罰化し、過失や未遂、共謀、教唆、扇動まで処罰対象であり、執行猶予もつきません。秘密保護法案はアメリカと軍事戦略、情報を共有する受け皿となる国家安全保障会議設置法案と併せて、成立が見込まれています。集团的自衛権の行使を可能にし、日本国憲法の平和原則とも相容れない法案は、主権者国民が政府を監視するという立憲主義に反する恐れがあります。よって、特定秘密の保護に関する法律案に関し、慎重なる審議を求めます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 閉会宣言

○議長（能登谷正人君） 以上をもって、本臨時会に付議を予定された案件はすべて議いたしました。

これを持ちまして、平成25年第7回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後15時17分〕

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 齋藤 實

議長 能登谷 正 人

署名議員 安藤 辰 行

署名議員 黒島 竹 満